

告示

埼玉県告示第千三百六十八号

次の軽油引取税免税証は、亡失したので、亡失の日から無効とする。

平成二十七年十二月八日

埼玉県知事 上田清司

免税証の種類	免税証の記号及び番号	枚数	用途	有効期間
一〇〇〇〇〇〇	09L011323	一	鉱物の掘採事業	平成二十七年八月一日 平成二十八年一月三十一日
免税証に記載された販売業者の所在地及び氏名又は名称 埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目三百八十四番地 東和アークス株式会社				
免税証を交付した事務所 熊谷県税事務所		亡失年月日 平成二十七年十一月二十一日		